



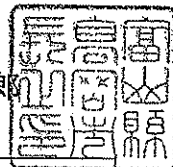
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による高岡市高伏町土地区画整理事業の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 20 年 3 月 28 日

高岡市長 橋 慶 一 郎



1 字の区域の変更に関するもの

市名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「江尻」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
高岡市	荻布	村西	621 の 4

2 字の区域の廃止に関するもの

市名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
高岡市	江尻	村中	435 の 4、439 の 1、439 の 2、440 の 1 から 440 の 5 まで、441 の 1 から 441 の 3 まで、442 の 1 から 442 の 3 まで、443 の 1 から 443 の 3 まで、444 の 1 から 444 の 5 まで、445 の 1 から 445 の 5 まで、446 の 1 から 446 の 3 まで、447 の 1 から 447 の 5 まで、448 の 1 から 448 の 3 まで、449 の 1 から 449 の 3 まで、450 の 1 から 450 の 3 まで、451 の 1 から 451 の 3 まで、452 の 1 から 452 の 5 まで、453 の 1 から 453 の 3 まで、454 の 1、454 の 2、455 の 1、455 の 2、459 から 467
		川原	860 の 2、861 の 2

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。